

# 東日本大震災又は平成28年熊本地震により被災された 山形大学学部入学志願者の検定料の免除について

山 形 大 学

東日本大震災又は平成28年熊本地震により、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

山形大学(以下「本学」という。)では、東日本大震災又は平成28年熊本地震(以下「震災等」という。)で被災された方の経済的負担を軽減し、受験機会を提供するために、平成31年度学部入学者選抜試験に係る検定料について、次のとおり免除の特別措置を講じます。

## 1 免除対象となる入学者選抜試験

本学が実施する平成31年度学部入学者選抜試験(一般入試、AO入試、推薦入試、社会人入試及び私費外国人留学生入試を対象。)とします。

## 2 対象者

平成31年4月に本学の学部に入学者を志願する方で、震災等により被災し、次のいずれかに該当される方を対象とします。

- (1) 志願者の学資を主として負担する者が震災に際して災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された次の市町村(東京都を除く。)に居住(東日本大震災にあつては平成23年3月11日、平成28年熊本地震にあつては平成28年4月14日において当該市町村に居住していた者を含む。)し、家屋等が全壊又は大規模半壊の被害を受けた者

\*東日本大震災

岩手県、宮城県、福島県の全市町村  
青森県、茨城県、栃木県、千葉県の災害救助法適用市町村

\*平成28年熊本地震

熊本県の全市町村

- (2) 学資負担者が震災により死亡又は行方不明の者
- (3) 学資負担者が震災により失職した者
- (4) 福島第一原子力発電所の事故の際に、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域(いずれも平成29年4月1日時点で指定されている区域)に居住していた者

## 3 申請の方法

免除を希望される方は、申請前に末尾に記載の「エンロールメント・マネジメント部EM企画課」に連絡し、確認を受けた上で、申請期限(必着)までに、申請書類を「エンロールメント・マネジメント部EM企画課」宛てに提出してください。

なお、提出に当たっては、封筒の表に「入学検定料免除申請書在中」と朱書きし、返信用封筒(長3封筒、82円切手貼付、住所・氏名記入)を同封してください。

### 1 申請期限(必着)

○農学部AO入試II

… 平成30年7月27日(金)

- 工学部AO入試Ⅰ及び工学部AO入試Ⅱ … 平成30年8月3日(金)
- 人文社会科学部及び地域教育文化学部AO入試Ⅰ … 平成30年8月16日(木)
- 人文社会科学部及び工学部フレックスコース社会人入試 … 平成30年10月10日(水)
- 推薦入試Ⅰ, 医学部(医学科)推薦入試Ⅱ, 地域教育文化学部社会人入試  
… 平成30年10月29日(月)
- 理学部及び工学部昼間コースAO入試Ⅲ, 工学部昼間コース私費外国人留学生入試  
… 平成30年11月29日(木)
- 人文社会科学部私費外国人留学生入試 … 平成30年12月25日(火)
- 人文社会科学部及び医学部(看護学科)推薦入試Ⅱ, 私費外国人留学生入試(地域教育  
文化学部, 理学部, 医学部, 農学部) … 平成31年1月16日(水)
- 一般入試(前期日程・後期日程) … 平成31年1月23日(水)

## 5 申請書類

- (1) 入学検定料免除申請書(本学ホームページからダウンロードしてください。)
- (2) 市町村長が発行するり災証明書又は被災証明書(対象者の(1)又は(4)に該当する方)
- (3) 学資負担者の死亡等を証明する書類(対象者の(2)に該当する方)
- (4) 学資負担者の失職を証明する書類及び雇用保険受給証明書の写し(対象者の(3)に該当する方)

## 6 申請書類の提出先及びお問合せ先

〒990-8560 山形市小白川町1丁目4-12  
 山形大学エンrollment・マネジメント部EM企画課  
 TEL 023-628-4062・4063 FAX 023-628-4144  
 E-mail enroll@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

## 7 許可又は不許可の通知

- (1) 許可された方には、出願受付期間前までに「決定通知書」を送付いたします。願書の提出に当たっては検定料を納付せず、送付された「決定通知書」を添えて提出してください。
- (2) 不許可の方には、出願受付期間前までに別途通知いたします。願書の提出に当たっては、検定料を納付の上、必要な手続きをしてください。  
 なお、検定料の納付がない方の当該入学者選抜に係る出願は、これを受理しません。

## 8 その他

- (1) **免除申請書は、申請期限(必着)までに提出願います。**なお、諸事情により、申請書類の(2)から(4)までの証明書等が提出できない場合は、その旨「6 申請書類の提出先及びお問合せ先」に申し出願います。
- (2) 検定料の免除を許可された方が、免除を受けるために虚偽の申請をした場合は、許可の日に遡ってこれを取り消します。その場合は、直ちに検定料を納付してください。
- (3) 本件に関し、不明の点等がありましたら、「6 申請書類の提出先及びお問合せ先」にお問合せください。